

熊本市上下水道局次期財務会計システム調達支援業務受託事業者選考委員会設置要綱

制定 令和6年（2024年）8月16日上下水道事業管理者決裁

（目的）

第1条 熊本市が発注する「熊本市上下水道局次期財務会計システム調達支援業務委託」の契約候補者の選定に際して、公募型プロポーザル方式を実施し、その審査を公正かつ公平に行うため、「熊本市上下水道局次期財務会計システム調達支援業務受託事業者選考委員会」（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 契約候補者の審査に関すること。
- (2) 契約候補者の選定に関すること。
- (3) その他必要と認められる事項。

（組織）

第3条 委員会は会長及び委員をもって組織する。

2 委員の構成は次のとおりとする。

- (1) 上下水道局総務部長
- (2) 総務局デジタル部デジタル戦略課長
- (3) 上下水道局総務部経営企画課長
- (4) 上下水道局計画整備部計画調整課長が指名する職員
- (5) 上下水道局維持管理部水道維持課長が指名する職員

3 会長は、上下水道局総務部長をもって充てる。

4 会長は、会議の議長となり、会務を総理する。

5 会長に事故があるときは、出席した委員のうちから互選されたものが会長の職務を代理する。

（会議）

第4条 委員会は、会長が招集する。

2 会長がやむを得ない理由により会議を欠席するときは、会長が予め指名した委員が会議の議長となる。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 議事は、会長を除く出席委員の過半数で決し、可否同数の時は会長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外のものを会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

6 会議は、非公開とする。

7 委員が選考委員会に出席できない場合は、委員長が認めるものについて代理出席を認める。

8 今後の感染症の拡大などやむを得ない事情により会議の招集が困難であると会長が認める場合は、書面やWeb環境により会議を開くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、上下水道局総務部経営企画課出納室において行う。

(守秘義務)

第6条 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮り定める。

附 則

この要綱は、令和6年(2024年)8月16日から施行し、当該業務委託の契約締結日をもって廃止する。